

公益財団法人 政治経済研究所
『政経研究』第119号抜刷
2022年12月

<論文>

永続する戦争・地政学的犯罪・市民社会の法廷 —— 国際法学者リチャード・フォークの晩年の仕事 ——

浦田賢治

永続する戦争・地政学的犯罪・市民社会の法廷

—— 国際法学者リチャード・フォークの晩年の仕事 ——

浦田 賢治

《要旨》 21世紀は、国家が支援する暴力と非国家的暴力の非対称性を認識する時代ではある。しかし戦争の永続性に関する予言は、「ウクライナ戦争」を含めて戦争が今日の世界を苦しめる超流動的悪の累積量の中心的要素であることを認識させるのではないか。法の本質は犯罪者を対等に扱うことだが、世界秩序はそうになっていない。大きな戦争では敗者の指導者に説明責任を課す「勝者の正義」があるが、地政学的勝者の犯罪はまったく訴追されない。現在、「ウクライナ戦争」への対応には規範の空白がある。法規範の論理と地政学の論理は分裂している。このため、国境を越えた市民社会は、手遅れになる前に平和のシナリオを実現するため、世界舞台の正式な政治主体をつくる機会を掴んでいる。

目次

- I 永続する戦争
 - I-1 序言 国際法学者リチャード・フォーク
 - I-2 ウクライナの地政学的戦争
 - I-3 永続する戦争
- II 地政学的犯罪
 - II-1 地政学的犯罪の概念
 - II-2 この地政学的戦争は地政学的犯罪である
 - II-3 法規範論理と地政学論理
- III 市民社会の法廷
 - III-1 ウクライナ民衆法廷
 - III-2 グローバルな市民社会の役割の変化
 - III-3 結語 晩年の仕事から

I 永続する戦争

I-1 序言 国際法学者リチャード・フォーク

リチャード・フォークは、国際法と国際関係論を専攻する著名な碩学であって、米国の

プリンストン大学で40年間教鞭をとった巨匠である。フォークは1968年、公正で平和な社会を探究する世界的ネットワークであるWorld Order Models Project (WOMP)の創設に携わった。WOMPは1990年、ユネスコ平和教育賞を受賞した。国連では、2001年から、パレスチナ自治区の国連人権高等弁務官(OHCHR)調査委員会の委員を務めた。OHCHRでは、「1967年から占領されているパレスチナ領土における人権の状況」に関する国連特別報告者を、2008年から2014年まで務めた⁽¹⁾。フォークのおもに英語版の単著・編著は日本では、翻訳書がまだ少ない⁽²⁾。1930年11月生まれの彼は80歳の誕生日を記念して「ブログ」を始め、現在なお、グローバルなレベルでその諸問題について健筆を振っている⁽³⁾。

わたしがフォーク教授と初めて面談したのは、いまから35年前、国際法哲学社会哲学学会(IVR)においてだった。わたしは日本学術会議会員の資格でIVRの組織委員会メンバーとして神戸大会に参加していた。その後、

国際反核法律家協会（IALANA）の活動などを含めて交流もあった⁽⁴⁾。

今回は次の3つ、すなわち「永続する戦争」、「地政学的犯罪」、そして「市民社会の法廷」というテーマを設定し、これに絞ってフォーク教授の晩年の仕事をしらべ、学ぶことにした。ただし、わたしは国際法学も国際関係論も専攻せず浅学であるため、フォーク教授の晩年の業績の総体を正しくかつ深く理解してはいない。したがって、3つのテーマについても的確に論評しているかどうか内心忸怩たるものがある。そこで、紙数の限られた本稿の記述の手法として、多くの場合、フォーク教授の論文から、然るべきパラグラフを抜粋し、それぞれにわたしのコメントをくわえるという形をとることにした。

I-2 ウクライナの地政学的戦争

ここでは、「西側の軽率な国家運営」、「第2レベルのウクライナ戦争」、及びこの「地政学的戦争を無条件に否定する」こと、この3つを取り上げる。

西側の軽率な国家運営 リチャード・フォークは、いち早く2022年3月31日、「ウクライナに戦争ではなく、平和を」と題する論評を書き「ブログ」で発信した。ロシアは同年2月24日、大規模なウクライナ侵攻を開始したが、それは国際法の最も基本的な規範に明白に違反した侵略行為である。なぜなら主権国家の領土を侵す国際的な力の行使は、敵の先制武力攻撃に対する自衛権の行使を除いては禁止されているからだ。しかしながら、冷戦が終結しソ連の脅威が消滅した後、冷戦時代のNATO同盟を執拗に拡大するなど、西側の一連の無責任な挑発行為は、モスクワに安全保障上の懸念を抱かせるものであった。このような地政学的な行動は、ロシアが歴史的に敵対勢力に囲まれ攻撃されることを懸念していたことを考えると、西側の軽率な国家

運営であったと言える⁽⁵⁾。

思い起こすと、すでにプーチンは、2007年の「ミュンヘン演説」で、アメリカを中心とした世界の一極支配体制にはっきりと反対を表明し、「アラブの春」とEUの激震を予見していたのである。2007年から2022年までの間は、西側諸国にとってチャンスを逃した時代だったと言えよう⁽⁶⁾。

第2レベルのウクライナ戦争 フォークは、同年4月下旬になると、次のように書いた。すなわち、世界のメディアが「ウクライナ戦争」と欺瞞的に呼ぶものの中には、1つではなく、2つ、実際には3つの明確なレベルの対立が内包されていることが、次第に明らかになってきている。第1のレベルは、ロシアが2月24日にウクライナに対して攻撃的な戦争を開始したときに始まったものである。第2のレベルは、数週間を経て米国を中心とするNATO諸国が、ウクライナの採用した予想外の軍事的勝利の目標にエスカレートした支援を提供することをますます重視するようになり、すぐに明らかになった。この支援は、重火器の安定供給、強力な財政支援、懲罰的制裁、ロシアとその指導者の「公式」な悪魔化という太鼓判など、さまざまな形で行われた⁽⁷⁾。

フォークは、さらに続けた。戦争の第3のレベルは、西ウクライナの反ロシア主義者が、ドンバス地方と呼ばれる東ウクライナのロシア語を話す人びとを深く罵倒していたような、そのような内的環境において続いている。したがって東部のウクライナ人を保護し、高度な自治を受け入れるために2014年から15年にかけて交渉されたミンスク合意の不履行は、キエフ政府による圧政を招き、分離主義者の願望にさらなる力を与えることになった⁽⁸⁾。

このように「ウクライナ戦争」を3層構造として把握するフォークの視点は、新しい地政学の成果であり、構造的分析のための基本条件である。

この「地政学的戦争を無条件に否定する」こと ウクライナ戦争の曖昧さと複雑さを理解することは、対応や提案が人類一般の向上に役立つものかどうかを分析するために極めて重要である。このウクライナ戦争における現在の力の交錯を検証すると、「あらゆる手段で殺戮を止める」こと、同時に米国とNATOを主体とする第2レベルの「地政学的戦争を無条件に否定する」こと、「この2つの至上命題が浮かび上がってくる」⁽⁹⁾。

フォークはこの論評を上記の「結語」で締めくくった。この至上命題の提示は、新しい地政学的論理からして正しくかつ感動的でもあると、わたしは受け止めた⁽¹⁰⁾。

極端な手段をとる＝核兵器の使用 さらに9月発表のインタビュー記事（the online Global Governance Forum）に至ると、フォークは問いに答えて次のように書いた。曰く。「紛争終結のための最も可能性の高いシナリオは、東ウクライナのドンバス地域に関してウクライナが何らかの譲歩をし、国全体の中立とNATOへの非加盟を約束することだと思う。ロシアはその譲歩と引き換えに、ウクライナの主権と政治的独立を従来通り尊重することを約束することが期待される。今回の紛争終結の過程でクリミアの問題が取り上げられることはないだろう」。しかしながらフォークは慎重な表現でもって、「米国は、冷戦後の世界における一極集中の唯一の支配者としての地位を維持するために必要であれば、極端な手段をとる用意があることが、紛争が長引くにつれて明らかになってきた」と言ったのである⁽¹¹⁾。

では「極端な手段をとる」とは何か。含意の深い曖昧さに満ちているが、通常理解によればそれは、核兵器の使用、つまり戦術核兵器に留まらず、戦略核兵器の先制使用にも至る核戦争を実行することを含むかもしれない。ちなみに、「ロシアを非難する核の偽旗に注意してください。誰かが核兵器を発射したら、それはロシア人ではなくアメリカだろ

う」という読みもある⁽¹²⁾。

I-3 永続する戦争

フォークの地政学的戦争論をうけて、わたしは「戦争と平和」の2項対立における戦争論について考えざるをえない。ここで「永続する戦争」という概念をとりあげることにやや違和感が残るとしても、あえてここで記述しておきたい。

永続する戦争 終結に至る明確な条件のない持続的な戦争状態を、永続する戦争Perpetual warと定義すると、例えばこの概念は、パクス・アメリカナの時代に、特に20世紀後半からジャーナリズムで、米軍による外国への介入や軍産複合体を批判するために使われた。だが、その後対テロ戦争や対麻薬戦争のような敵が曖昧な戦争を批判する言語ともなった。

しかしながら、スリニヴァス・アラヴァムダン⁽¹³⁾の論説によると、「ヘラクレイトスの断片53」は、戦争は人間の普遍的な条件であり、階層性、地位、男らしさを生み出すと述べている⁽¹⁴⁾。だが歴史上の戦争は、イギリス近世の政治哲学者トマス・ホブズが「単なる自然の状態」あるいは「絶え間ない恐怖と暴力的死の危険」として描いた一般化した混沌の神話とは異なる意味を生み出している。抽象的なものとしての戦争は、個人と集団、国家と主権者の生と死という重層的な歴史なしには意味をなさない⁽¹⁵⁾。

アラヴァムダンによると、永続的な戦争は、パクス・ロマーナ、パクス・ブリタニカ、パクス・アメリカナといった帝国の平和を装ったものであった。正常なものは病的なものであったし、現在もそうである⁽¹⁶⁾。

イマヌエル・カントの有名な論文『永遠平和のために』は、戦争の先在性the preexistence of Warが、自然が人類を地球上に分散させたときに必要不可欠なもののinstrumental

であったと想像している⁽¹⁷⁾。自然界に存在する戦争というホップズの考えを受け入れたカントは、言語と宗教の相違が人類をいかにして人を寄せ付けない地域に追いやり、法的関係の確立を強いるかという初歩的な歴史化を提案する。極端な条件下では生存のための戦術が必要とされた。クラウゼヴィッツは、ホップズの国家を中心とする主権分析を所与の現実として、戦争遂行をレゾンデートルとして（『戦争論』第1巻に注目すれば）、あるいは非常に複雑な存在的現実として（後の書物に注目すれば）再立体化させたのである。クラウゼヴィッツの足跡をたどりながら、ミシェル・フーコーは、近代初期において、戦争は法や権利から切り離され、すべては国家が競合する国家との均衡を保つことができるようにするためだと示唆している。この非道徳的な転換によって、「戦争を始めるための純粋に外交的な理由を持つことが完全に許される」のである⁽¹⁸⁾。

アラヴァムダンによると、世界各地で熱い戦争が続いている一方で、21世紀は、国家が支援する暴力と非国家的暴力の非対称性を認識する時代である。第二次世界大戦後、冷戦は、朝鮮やベトナムでの熱い代理戦争、アメリカ大陸での低強度の紛争、アルジェリアなどでの激しい脱植民地化戦争、アフリカ、中東、バルカン半島で大きな市民的被害をもたらした地域紛争などと並行して戦われた。一方、世界の交通・通信網を標的とした大規模なテロが発生し、その影響は世界のメディアによる飽和状態の報道によって倍加された⁽¹⁹⁾。

さらにアラヴァムダンによると、9・11という暴力的事件は、それが何億人もの観衆にリアルタイムで世界中に伝達されたことと不可分の関係にある。21世紀もまた、新旧経済大国間の資源争奪戦の激化や、先端技術システムのための戦略的鉱物を多く産出するアフリカに対する新植民地の争奪戦など、19世紀への逆戻りかもしれないという指摘があ

る（Homer-Dixon）。戦争の永続性に関する予言は、戦争が今日の世界を苦しめる「超流動的悪の累積量」の中心的要素であることを認識させる。Adi Ophirが主張するように、悪の問題はつねに「枠にはめられ」ており、戦争の殺人的暴力とそれを枠にはめる表象の体制とを分離する簡単な方法はない⁽²⁰⁾。

アラヴァムダンの結語は、以下のとおりである。戦争は永続するものであり、戦争が人間関係を構造化し、性別化するとしても、わたしたちは、ヘラクレイトスから始まったところに戻るのかもしれない。またその道徳的価値は、その価値が特定の戦争に依存するため、決定できない。フロイトが考えたように、文明は人間を自然な平和主義者にすることができるのだろうか。それとも、わたしたちは無抵抗の野蛮人のままなのだろうか？わたしたちの種の絶滅は、他の種が生き延び、目撃する悲劇なのだろうか⁽²¹⁾。

読んでみると、アラヴァムダンの論説は、「ヘラクレイトスの断片53」が記述したように「戦争は永続するもの」であり、かつ文明は人間を自然な平和主義者にするものではないだろうと言う。しかしフォークの地政学的戦争論をうけて、戦争論を「永続する戦争」概念に絞って記述した結果、フォークとアラヴァムダンの戦争論がそれぞれ次元を異にする議論であることがわかる。前者はウクライナの地政学的戦争論という特定の概念を論じたのに対して、後者はトゥキディデス戦争以来の戦争概念一般を論じたのである。しかも後者は戦争概念をある意味で極限まで拡大している。すなわち生態系の破局は、人類が地球上で代理戦争をしているようなものであり、ある種が他のすべての種に対して行う戦争である、とまで言っている。この言説の当否に言及することは当面留保して、ウクライナの地政学的戦争は「地政学的犯罪」であるというフォークの命題の検討に進もう。

II 地政学的犯罪

II-1 地政学的犯罪の概念

地政学的犯罪 (Geopolitical Crime) の概念は、リチャード・フォークが創設したものである⁽²²⁾。フォークは最初に「出発のポイント」を示している。すなわち「国際関係を一般的に考えるとき、わたしちは国家中心の世界秩序を前提にしている。」しかしフォークによれば、これが誤解を招くと言う。国際関係には「法の下での平等に基づいて主権国家を結びつける法学的システムと、権力、規模、富、地位の不平等に基づいて支配国家を地域的、世界的に結びつける地政学的システムがある。この区別は、階層的な関係と非階層的な関係を区別するためのメタファーとして理解される限り、法学的システムを水平に、地政学的システムを垂直に考えることが便利である」。このように述べるフォークの意図は、「探索的かつ暫定的な精神で、『人道に対する罪』として適切に分類されるべきでありながら、現在はそう扱われていない、密接に関連した2つの行動パターンを想像し定義する、やや包括的な提案を提示することである」。フォークはこれらの「犯罪」を仮に「地政学的戦争犯罪」・「地政学的平和犯罪」と呼んでいる。またフォークが地政学的犯罪の概念を提起する「目的は、世界や地域の文脈の中で、特に戦争や戦後の『平和外交』の文脈の中で、人々の個人的・集団的福利に深刻な損害を与え、故意または過失でそれを行う指導的政府による意図的な行動パターンを特定することである。」地政学的犯罪概念をこのように提唱することは、国際刑事法 (ICL) の志の高い規範が、たとえ主権国家の外交によって無視されたり拒否されたりしても、市民社会のアクターにとって意味の

あるものになりうるということである (例：BAN条約－国連核兵器禁止条約、ニューヨーク、国連総会2017) (pp. 1 - 5)。

「出発のポイント」に続く二つ目は「地政学的犯罪」の定義づけであり、法学的な解明と歴史的な実例が示される。

例えば、第二次世界大戦の遂行に伴う「戦争と平和の地政学的犯罪」や、戦後確立された平和の条件、特にニュルンベルク裁判や東京裁判のあいまいな遺産についても簡単に言及する。また、パレスチナの人々の苦難と、長い間対立してきた2つの民族のそれぞれの権利に基づく持続可能な平和を数十年にわたって見出すことができなかったことについて、重大な無自覚の責任を負っている国連の初期の取り組みも挙げる (p. 9)。

フォークは言っている。ニュルンベルク裁判は、法の下での平等に基づいて主権国家を結びつける「法理論」を尊重するあまり、「最も体系的で大規模な大量虐殺であるホロコーストの犯罪性を直接取り上げることはなかった。スターリンとチャーチルが、裁判という儀式を経ずにナチスの戦争犯罪者を処刑することを支持したことは記憶に新しい。アメリカの見解は優勢であったが、法学的に大きな代償を払うことになった」。

フォークは、さらに言っている。「欧州戦域の後期における連合軍の対独戦術の展開において、戦略爆撃から飽和爆撃 saturation bombardment へと展開した。日本のケースとの関連では、戦争における双方に説明責任の法的基準を適用することを拒否したことが、将来のために原爆を合法化するという重大な副作用をもたらし、核兵器の合法化の舞台を整えたのである。(核兵器は地政学的には合法であるが、法律的には非合法とされている。国際司法裁判所、勧告的意見、1996年参照)」。

この戦争犯罪アプローチの不幸な副産物は、NPT (核不拡散条約) アプローチによってさらに歪められたとフォークは言っている。

「このアプローチでは、核兵器国は保有、配備、威嚇、使用を許されるが、他の主権国家にはそのオプションを否定しているのである。(何十年もかけて軍縮を待った結果、非核保有国や市民社会の忍耐が切れ始めた。国連核兵器禁止条約2017、核兵器廃絶国際キャンペーン [ICAN] ノーベル平和賞2017反対運動；第二次世界大戦の地政学的犯罪参照)」。この意味で、NPTのアプローチは、現在北朝鮮とイランとの戦争を脅かす地政学的な実施体制によって補完され、世界秩序の非常に危険な特徴に地政学的な支持を与えているのである(pp. 9-13)。

3つ目は、世界大戦の平和外交が生んだ地政学的犯罪のことである。「第一次、第二次世界大戦の地政学的犯罪は、戦争が『平和外交』、すなわち銃声が消えた後に敗戦国に課せられた取り決めを含むと拡大解釈されたものであることが指摘されている。基本的な主張は、意図的に間違った外交は、罪のない人々やその社会に多大な苦しみを与える責任がある場合、説明責任を果たすべきというものである。具体的には、ICCの活動を規定するローマ規程(1998年国連総会)第7条の「人道に対する罪」に、「地政学的犯罪」をくわえることが望ましいという主張である(pp.13-17)⁽²³⁾。

これから地政学犯罪の概念を第2のウクライナ戦争に適用することになる。

II-2 この地政学的戦争は「地政学的犯罪」である⁽²⁴⁾

フォークは、ニュルンベルク裁判の検事であったロバート・ジャクソンとテラフォード・テイラーのように、ニュルンベルク原則は勝者にも敗者にも同様に適用されなければならないと考えている⁽²⁵⁾。フォークは、彼の自伝である『公共の知識人』(Public Intellectual: 2021)⁽²⁶⁾において、非合法的な政府活動をチェックする市民社会の正当な役割を肯定

している。そして、法的義務とまではいなくても、少なくとも、非合法と合理的に認識される戦争に反対して非暴力的に行動する法的権利はある(p.413)と書いている。またフォークは、「核至上主義」(Nuclearism: pp. 415-417)⁽²⁷⁾や「地政学的犯罪」など多くの新しい用語を作り出した。これらの犯罪は一定の条件の下で人道に対する罪として訴追されるべきものであるとしている(pp.423-425)⁽²⁸⁾。

ここで、「地政学的犯罪」論から3つの命題をとりあげてコメントをくわえる。「国際犯罪に対する説明責任」、「説明責任の二重基準」、「平和運動の目標」である。

国際犯罪に対する説明責任 フォークは、次のように書きだしている。ウクライナで残虐行為が行われたことは間違いない。一見、ロシアの攻撃部隊によるものだが、それだけではない。しかし、国際犯罪に対する説明責任(アカウントビリティ)に関しては、世界は極めて不完全である。2020年に国際刑事裁判所(ICC)が、占領下のパレスチナでイスラエルが犯したとされる犯罪を調査する権限があると認めたとき、その調査が法的専門性の最高水準を満たすことを確認するために苦心の末に、この決定はイスラエルの首相によって「純粋な反ユダヤ主義」と呼ばれ、あらゆる政治的スペクトルのイスラエルの指導者によって反抗的に拒否されたのである。同様に、アフガニスタンでの米国による犯罪を調査する権限がICCから与えられたとき、米国はICCの運営を規定するローマ規程の締約国ではないため、その決定は無効であり、不当であると非難した。トランプ大統領は、ICC 検察官が職務を尊重し、司法慣例に則っているにもかかわらず、あえて米国に楯突いたとして、個人制裁を科すという暴挙に出たのである(パラグラフ1)。

国際犯罪に対する説明責任に関して世界は極めて不完全である現状を、フォークは的確に記述している。

説明責任の二重基準 続いて、次のように言う。すなわち、このような背景から、一方では明確な犯罪性を、他方では純粋な地政学的な偽善を前にしたとき、典型的なりベラルの苦悩がある。第二次世界大戦後、日本の都市への原子爆弾投下やドイツと日本の民間居住地への戦略爆撃を調査する気風がなかったために、勝者の犯罪性を見過ごす「法的」コストをかけて、生き残ったドイツと日本の政治指導者や軍司令官を訴追することは望ましいことだったのだろうか。フォークは、グローバルな法の支配を発展させるという観点と、法の拘束を尊重させるという観点から、どちらが良いのか確信が持てない。法の本質は対等に扱うことだが、世界秩序はそうになっていない。示唆されているように、大きな戦争では敗者の指導者に説明責任を課す「勝者の正義」があるが、地政学的勝者の犯罪には全く説明責任を果たさないのである⁽²⁹⁾。

法の本質は犯罪を対等に扱うことだが、世界秩序は地政学的勝者の犯罪には全く説明責任を果たさない。フォークは、このことを正当に告発している。

フォークは、さらに続ける。国連憲章は、第二次世界大戦の勝者に無条件の拒否権を与えることによって、地政学的な免責に憲法上の地位を与える形で起草されており、これにはもちろんロシアも含まれる。これらの点で、自由主義は地政学的な現実主義に従順であり、合法性の一方的な押し付けを称賛している。将来は状況が変わり、次の勝者グループが敗者に課されるのと同じ法的責任基準を自ら受け入れるだろうというナイーブな希望を持っている⁽³⁰⁾。

しかしフォークは言う。ニュルンベルク事件後の記録を見ると、地政学的な行為者は、戦争への訴えの抑制を義務ではなく、裁量の問題として扱いつづけている（2003年に体制を変えるためのイラク攻撃と占領に着手する議論の過程で、アメリカのリベラル派が「選択戦争」と呼んだもの）。説明責任に関して

言えば、イラクへの侵略戦争をきっかけに、サダム・フセインが戦争犯罪者として皮肉にも処刑されたことに示されるように、二重基準はいまだに機能している(パラグラフ2)⁽³¹⁾。

ニュルンベルク事件後の記録を読んで、二重基準はいまだに機能していると、フォークは説得力のある告発をしている。

平和運動の目標 フォークは結論として、「なぜウクライナなのか」という問いに答えている。すなわち、逆レイシズム、道徳的偽善、西欧の物語統制という標準的な答えは間違っていないが、ウクライナの苦しみは直接的原因ではない。しかし別の観点から見れば、あのひどい伝統的戦争よりも危険で破壊的な地政学的戦争を含めなければ、著しく不完全なものではない。

こう述べてフォークは、さらに続ける。この第二の戦争は、特定されることはほとんどなく、ましてや評価されることもない。武器商人、紛争後の建設会社、民間人や軍服を着た軍人が歓喜する一方で、世界中の何千万人も民間人の福利を無責任に脅かしているのである。挑発的な言い方をすれば、わたしは今こそ平和運動が、米国がこの地政学的戦争に負けるように仕向けるべき時だと思う。勝つために、それを維持することさえ、重大な「地政学的犯罪」を構成するであろう(パラグラフ9)⁽³²⁾。

ここでフォークが提起している次の命題は決定的に重要だと、わたしは考える。「今こそ平和運動が、米国がこの地政学的戦争に負けるように仕向けるべき時だと思う。勝つために、それを維持することさえ、重大な『地政学的犯罪』を構成する」。そしてグローバルな平和運動が立ち上がるとすれば、少なくともこれら2つの命題をしっかりと受け止めて議論し、熟議の成果を行動に活かすべきだということである。

II-3 法規範論理と地政学論理

ここで次の3つの命題をとりあげてコメントをくわえる。「ウェストファリアの論理と地政学的な慎重さ」、「国連のアドホック国際刑事裁判所」、「一極的地政学への非難」である。

ウェストファリアの論理と地政学的な慎重さ フォークによると、国際関係の領域における規範的権威の源泉は一つではなく、少なくとも二つ存在する。一つは、1648年のウェストファリア条約で主権国家に平等を認めた、近代国家システムの起源に由来する基本的な考え方である。そして、国際法の制約から解放され、自らの行動に対して免責を享受している少数の国家を規制する、ほとんど文書化されておらず、ほとんど語られていない第二の規範的権威の源泉が存在する。これらの国家は拒否権を与えられており、その中には、自らの行為に責任を負わないという付加的な裁量を求める国家が含まれている。

フォークは、さらに続ける。このような権力と国家優位への偏向は、最も必要と思われるところで法の忠実性を損ない、核武装した世界において平和を維持するための基本的な欠陥となってきた。しかし、地政学には、国際法そのものと同様に、地政学的行為者に一定の制限を課すように設計された規範秩序があり、責任を持って適用されれば公益に資するものである。クインシー研究所は、「責任ある国家運営」を積極的に強調することで、国際関係のこの重要な特徴を認識している。これは、フォークが「地政学的慎重さ」を求めるのとほぼ同じ意味である⁽³³⁾。

考えてみると、基本的には近代主権国家の平等を認めた国際法があるが、しかし国際法の制約から解放された少数の国家があり拒否権を与えられていること、その中には、自ら

の行為に責任を負わないという付加的な裁量を求める国家が含まれていること、このことを初めて知った。そしてさらに、この法規範に対して、フォークによると「地政学的な慎重さ」が存在すること、また地政学には、地政学的行為者に一定の制限を課す規範秩序があり、責任を持って適用されれば公益に資するものであることも、初めて知っただいである。

次に取り上げるのは、地政学的犯罪の論理的考察に資する「国連のアドホック国際刑事裁判所」、および「一極的地政学への非難」である。

国連のアドホック国際刑事裁判所 フォークによると、確かに国際法は、そのルールの形成や解釈、不平等な実施において地政学的な影響を受けており、入植者植民地主義を正当化するなど、多くの危機的状況において正義や公序良俗に奉仕することからさえもかけ離れている[Noura Erakat, Justice for Some: Law and the Question of Palestine(2019)参照]。しかし、非防衛的武力行使の禁止と戦争犯罪の説明責任に関しては、主要な地政学的行為者とその特別な友人によって侵害されない限り、規範を維持しようと努めてきた。国連が設置した旧ユーゴのアドホック国際刑事裁判所は、ニュルンベルク裁判や東京裁判のように勝者と敗者を区別せず、それどころか、2003年のイラク戦争における米英の侵略犯罪を無視してサダム・フセインに死刑判決を下したイラク最高刑事裁判所(2005-06年)も同様であった⁽³⁴⁾。

これらは、地政学的な慎重さの実例かもしれない。

一極的地政学への非難 フォークによると、しかしながら、ウクライナ戦争に関連して、ロシアは、侵略戦争の禁止に対する明白な違反とウクライナの戦闘区域での戦争犯罪、そして、以下のことを示唆したことで非難されるべきである。自国の重要な利益が脅かされた場合、核兵器に頼ることも辞さないとい

う意思を示したことである。米国は、プーチンの悪者化の継続、停戦と平和外交の提唱の不在、エスカレーションのリスク、特に核の危険に関連した不注意、冷戦後に出現した一極的地政学への戦略的コミットメントの一環としてウクライナ危機を全体的に操作することを非難されるべきである⁽³⁵⁾。

わたしの理解では、以上で述べた主要なテーマは、一方では法（ウェストファリア論理）に由来する規範論理と、他方ではパワー・ポリティクス（地政学論理）に由来する規範論理と、これら両者の対抗関係はいかなるものであるか、ということかと読める。とすれば、冷戦後に出現した一極的地政学への非難については了解できる。ただしフォーク曰く。法の規制誘導は合意と解釈に由来し、パワー・ポリティクスのそれは現代の状況下では国際法の自発的遵守を伴うべきであり、つまり核時代には法と地政学が規制合理性へのコミットメントにおいてしばしば収斂する、と。ここに言う、「しばしば収斂する」ことは、いかなる条件のもとで成就するのか、次の「市民社会の法廷」の章において考えつづけることにしたい。

III 市民社会の法廷

III-1 ウクライナ民衆法廷

ここでは、次の3つの命題をとりあげてコメントをくわえる。「危機に対応する規範の空白」、「ウクライナ戦争法廷」、「平和のシナリオ実現を目指して」である。

危機に対応する規範の空白 フォークは、2022年5月7日の論稿で言っている。今こそ市民社会のイニシアチブが、——実際に種の生存見通しさえ危険にさらしている悲惨なグローバル対立に対抗しなければならない時

が来た。フォークは、これはウクライナを含め、敵対的な地政学的プロパガンダの主な発信者である米国政府、ひいては米国人にとっても、基本的に欺瞞的で潜在的に危険なイメージであると思う。——平和志向のアプローチが無力であることも明らかになった。国連は地政学的なコンセンサスから独立して行動できないし、また政府間でも、地政学的な矛盾を抱えた最強の国家による危険な動きを前にして、人類の利益を守ることができない（パラグラフ4）。そしてフォークによれば、現在、ウクライナ危機への対応には規範の空白がある。このため、国境を越えた市民社会は、行動する責任を果たすための最後の、そして最善の希望として残されている。実際に、手遅れになる前に平和のシナリオを実現するために、世界舞台の正式な政治主体を激励する機会を掴んでいるのである（パラグラフ7）⁽³⁶⁾。

フォークが示す次の現状認識によって、わたしは大いに啓発されている。すなわち、この地政学的戦争は、世界の安全保障が一極集中か多極化かをめぐる米国、ロシア、中国間の争いに影響を与えること。そして地政学的戦争におけるバイデンの戦術の扇動性、特に「勝利のシナリオ」の是認が、核兵器が使用される危険性を高めるなど、危険を増幅させるという証拠が増えていること、これである。

ウクライナ戦争法廷 フォークによれば、現在、政府間で作成された国際法は、驚くなかれ、地政学的な悪事を犯罪として取り締まることができない。近代史を通じて、地政学的行為者は国際法の主要な立役者であり、より一般的には国益とともに自分たちの行動の自由を守ることに警戒心を抱いてきたからである。このような根拠から、米国とロシアの地政学的戦争をウクライナ戦争法廷の権限の範囲内に収めるために、「地政学的犯罪」という概念を市民社会が支持することは正当化される（パラグラフ12）。

この提案は、第一に、ウクライナの3つ

の戦争の訴追と遂行において、何も直接的な行動を変えないという意味で、その効果が実質的というより象徴的に登録される事業である。だが象徴的な場は、人々のコミットメントによってパワーバランスを変化させ、時とともに物質的利害の影響をも変化させる。奴隷制、人種差別、家父長制に対する闘争は、それぞれこのような力学を顕在化させていると、フォークはまさしく指摘している。

平和のシナリオ実現を目指して フォークは最後に、世界中の読者が「ウクライナ民衆法廷」を実現させるために十分な動機を感じてくれることを願っている。そして読者は、「勝利のシナリオ」に挑戦する「平和のシナリオ」の構築に寄与するものと考えていただきたい(バラグラフ15)。

ウクライナ戦争という名目で行われている地政学的戦争は、「代理戦争」と表現されているものとは異なり、はるかに危険であるとフォークは主張している。したがって必要なのは、市民社会が危機感を持って、「平和のシナリオ」をその性格をできるだけ具体化してフレーム化することである。わたしは、市民社会法廷の設立提案が市民運動によって理解されて、真摯に受容されることを切望する者である。

III-2 グローバルな市民社会の役割

ここでは「米国は世界支配の追及を放棄せよ」と「新しい地政学に向けて」、この2つの命題をとりあげる。

米国は世界支配の追及を放棄せよ フォークは2001年、ブッシュJrが宣言した「テロとの戦争」に対して、以下のように書いた。すなわち、市民社会は、通常、グローバル・デモクラシーのコスモポリタンなビジョンに突き動かされているが、一方で、そのような用語の使用を控える人々は、通常、現実主義的な地政学を信奉している。では、米国の大

規模な軍事的対応は、9・11のテロを計画した政治的過激派にどの程度戦術を変更させることになったのだろうか。サダム・フセイン政権の崩壊以来、アメリカのイラク占領に対する敵対的な抵抗は、ワシントンにおける戦争と政権交代への依存をどの程度まで再考させたのだろうか⁽³⁷⁾。このように設定された問題に対する、シナリオIは、グローバルな安全保障のためのネオコン・プロジェクトである。またシナリオIIは、グローバリゼーション、ガバナンス、グローバルな安全保障である⁽³⁸⁾。

しかしながら、フォークによると、第IIIのシナリオは、これら2つのシナリオとは根本的に異なる。米国が世界支配の追及を放棄することを必要とする。それは、現在のようにハードパワー戦術に依存するか、あるいは1990年代のように、経済主義的世界観を実現する過程でソフトパワーを大幅に活用するか、これら2つは別として成立するのである。

フォークは、次のように言った。この第IIIのシナリオを実現するには、グローバルな市民社会の力が、世界秩序に対するウェストファリア的・新自由主義的アプローチに対する現在の信頼度を揺るがすほどに世論を変え、現在の道を進むほど危険であるとは思われない首尾一貫した代替案を示すことによって、それを実現できるかが鍵となる。このような展望をより達成しやすくしているのは、古い地政学が一連の自己破壊的な行き詰まりを経験し、新しい地政学の解明が、現在の傾向に怯え、不満を感じている世界中の個人の政治的・道徳的想像力を刺激し始める可能性である⁽³⁹⁾。

ここで新しい地政学の解明の重要な意義が指摘されている。

新しい地政学に向けて フォークは、いまから10年をさかのぼる2012年8月15日の論稿「新しい地政学に向けて」⁽⁴⁰⁾において、次のように書いた。そもそも、国連はその発

足当初から旧地政学を反映した憲法上の存在であり、総会は主権平等の論理に従って組織され、安全保障理事会は5つの常任理事国に与えられた拒否権によって不平等を組み込んでいた。ちなみに、この常任理事国は第二次世界大戦の主要な勝者とみなされたためにこの地位を獲得した。これらの国は、ハードパワーの新しいリトマス試験、すなわち、核兵器を保有し、貯蔵する最初の5カ国となることによって、その地位を正当化した。旧地政学は、戦場での勝利、他国に比べて優れた武器と軍事能力、戦争遂行能力を示す主要な指標としての工業化レベルといった、戦争の諸原則を中心に構築されていた(パラグラフ2)。

ここでは、新しい地政学がとって代わるべき旧地政学の特徴を示している。

次にフォークは、事実上、我々は新地政学の2つのモデルを持つことになる書いた。すなわち、最小限のモデルとは、脱西洋的で、より包括的で、地位と影響力のソフトパワー基準への依存度が高く、非暴力的地政学への傾向を持つ国家中心の世界秩序が持続することを想定しているが、同時に、少数の国家主体が支配し続け、新自由主義グローバリゼーションの処方と価値に反応するままである。これに対して最大モデルは、非暴力的な地政学に依拠した制度と実践に専念し、段階的にグローバル・デモクラシーを確立する一方、人と地球を第一に考え、公的資源の配分に関して最も脆弱で奪われやすい人々に公平な優先権を与えることによって、持続可能な開発に関して経済のグローバル化を再方向付けるものである。(パラグラフ12)

ここで、少数の国家中心の世界秩序が新自由主義を持続する最小限のモデルと、グローバル・デモクラシーを確立し、持続可能な開発に関して経済のグローバル化を再方向付ける最大モデル、新地政学の2つのモデルが提示されている。

さらにフォークは、次のように述べた。現

在のところ、新地政学がその主要な変種のいずれであれ、すぐに旧地政学に取って代わるという兆候はないが、21世紀初頭において安全と発展を維持するためのこれら2つの主要な様式の間緊張が鋭くなっていることを示す証拠は数多く存在する。……新地政学の領域では、社会的・経済的不公平に目をつぶった最小主義者の再編成と、グローバル・デモクラシーへの長征を主張する最大主義者のトランスナショナルな動員力不足が並行して緊張を高めると思われる(パラグラフ18)。

中国のことわざは、「面白い時代に生きるのは呪いだ」という冷やかな注意を喚起している点で正しい。だがしかしと、フォークは言う。戦争に関する歴史的経験の変化、大きな生態学的危険の感覚の高まり、グローバルな正義の議題への執着の強さを考えると、もしかしたら今回だけは、現代の魅力が「恵み」であることが判明するかもしれない。このフォークの言説がまったく正しいか否かは、現時点では決めかねるとはいえ、わたしは特別の感慨を以てこの言説を受け止めているのである。

III-3 結語 晩年の仕事から

リチャード・フォークの晩年の仕事を、要点と市民巡礼者とう2つの点で特徴づけておきたい。

要点 まずは「ウクライナ戦争」にかかわる言説である。「あらゆる手段で殺戮を止める」こと、同時に米国とNATOを主体とする第2レベルの「地政学的戦争を無条件に否定する」こと、これである。二つめは、この地政学的戦争は「地政学的犯罪」であることを論証した点である。三つめは、米国は世界支配の追求を放棄せよという言説である。

市民巡礼者 フォークは「市民巡礼者」と称する役割で、学術的な研究と政治的な活動を結びつけることを目指した。すなわち、

市民巡礼者の本質的な探求は、望ましい、しかし起こりそうもない社会運動を成功させる方法を発見することである。奴隷制、植民地主義、人種差別、家父長制に反対する運動はその一例である。フォークの最大の関心事は、社会制度としての戦争と侵略に反対する廃絶運動を促進することであり、それは、すべての人々の基本的ニーズを保証し、環境を保護し、文化の多様性の不安定な資源を侵害することなくすべての個人と集団の基本的な人権を保護し、社会間紛争の非暴力的解決に向けて取り組む新しい世界秩序を徐々に構築することを意味している⁽⁴¹⁾。

このことに言及してさしあたり本稿を閉じるが、別に機会があれば本稿を敷衍することにした。

補説

2022年10月25日、フォークは、ウクライナの戦争は進化しており、外交を軽視し勝利を求める、その結果、核時代の戦争を煽る地政学は、種の存続を危うくすると書いた⁽⁴²⁾。

曰く。ウクライナに関連するNATOの対応の激しさは、米国がロシアに対して、また間接的に中国に対して行っている無責任で素人的な地政学的戦争と危険なほど密接に絡み合っている。それは冷戦後の世界秩序の構造とプロセスに大きな影響を与える可能性があり、さらに、世界的ライバルとして中国が台頭してきたことによって複雑化している。このような地政学的な戦争は、未知の歴史的条件のもとで進行している。

また曰く。1945年にソ連、米国、英国が締結したヨーロッパの将来に関するヤルタ協定は、その勢力圏を明確に確認することを前提としていた。冷戦が、広島と長崎の人々と都市を黙示録的に破壊した原爆よりもはるかに強力な核兵器で戦う第三次世界大戦という大惨事にならずに済んだことは、振り返ってみれば、その適用がいかに不愉快なものであっても、一定の評価に値する。このような国

境地帯の国々の危うい主権は、国際関係の歴史を通じて、いわゆる大国がしばしば主張した悲劇的な特権、特にモンロー・ドクトリンとその延長線上にある米国の特権を説明するものである。この意味で、ウクライナはメキシコ、ひいてはラテンアメリカ全体と同じように、長く許されない立場に置かれているのである。

なお曰く。ヨーロッパへのガスパイプライン Nord Stream 1&2 の妨害行為がなされた。これは当初は米国によってロシアに起因すると不可解にもそう言われたが、後に「テロ」戦術による戦争拡大の一環であると多少なりとも認められるようになった。この国家テロの最新の表現は、10月7日のクリミアとロシアを結ぶ戦略的なケルチ海峡橋の自爆テロである。このように戦闘地域と戦術をウクライナ領土外にまで拡大することは、CIAの指紋を含み、決定的な勝利のために全力を尽くすというウクライナの決意を後押しするように設計されているようで、米国が責任ある妥協の地政学に対して相変わらず無関心であるという紛れもないシグナルをプーチンに送っているのだ。

ウクライナと世界の犠牲の上に、ワシントンの地政学的日和見主義は潜んでおり、それが地政学的犯罪であることを、フォークは主張し続けている⁽⁴³⁾。

* 凡例=Richard Falk blog: Richard Falk, Global Justice in the 21st Century. <<https://richardfalk.org/author/richardfalk>>

** 本稿の校正作業を北井弘氏がやってくださったことに謝意を表す。

注

- (1) Richard A. Falk, From Wikipedia English, the free encyclopedia.
- (2) 例えば次の翻訳書がある。『顕れてきた地球村の法——ポスト・ウェストファリアへの視点』

- (川崎孝子監訳、東信堂、2008年)；『21世紀の国際法秩序——ポスト・ウェストファリアへの展望』(川崎孝子監訳、東信堂、2011(改題新訳版))；『人道的介入と合法的闘い——21世紀の平和と正義を求めて』(川崎孝子監訳、東信堂、2020年)；『パワー・シフト——新しい世界秩序に向かって』(訳者：前田幸男・千葉真・小林誠、小松崎利明、清水奈名子、岩波書店、2020年)。
- (3) Richard Falk blog. なお、フォーク晩年の80歳以後、すなわち2012年から2022年に至る10年余りの間に刊行された単著の書籍だけでも10数冊におよぶが、Wikipedia Englishは2017年刊行までの7冊の書籍しか挙げていない。フォークの2018年以後の著作は例えば、Legal order in a violent world RA Falk - 2019 - books.google.com から、[PDF] US Policy Toward Israel/Palestine in a Deglobalising World R Falk - Global Disruptions, 2022 - researchgate.netに及ぶ10点余りを見つかることができる。
- (4) 例えば、浦田賢治「地球的立憲主義の展望：世界法から地球文明への進展」『芦部信喜先生古稀祝賀・現代立憲主義の展開・下』(有斐閣、1993)に所収。ここで、FalkのGlobal Constitutionalism論を紹介した。
- (5) Richard Falk, Make Peace, Not War, in Ukraine, Richard Falk blog, March 31, 2022.
- (6) See, James W. Carden, Putin's path to war in three speeches, The Spectator World, February 25, 2022.
- (7) Richard Falk, The Second Level Geopolitical War in Ukraine Takes Over, Richard Falk blog, April 30, 2022.
- (8) Ibid.
- (9) Ibid.
- (10) See, Richard Falk, Toward a New Geopolitics?, Richard Falk blog, August 15, 2022; — A New Different Cold War, An Old Geopolitics, Richard Falk blog, May 30, 2021.
- (11) Richard Falk, Ukraine: War, Statecraft, and Geopolitical Conflict — the nuclear danger 14 Sep. 2022, Richard Falk blog.
- (12) Kevin Barrett, Beware of Nuclear False Flag Blaming Russia. If Someone Sets Off a Nuke, It Will be the US, Not the Russians, Global Research, October 10, 2022.
- (13) インド生まれのアメリカの優れた学者であつて、デューク大学の英語・文学・ロマンス学の教授であつた。18世紀のイギリスおよびフランス文学、ポストコロニアル文学と理論に関する研究で若くして広く知られていたが、52歳で没した(Srinivas Aravamudan, 1962年-2016年4月13日)。多くの業績の中にはPMLA誌の特集号「戦争」Special issue of PMLA magazine on 'War' (ed. Aravamudan, 2005)もある。
- (14) [PDF] Srinivas Aravamudan, Introduction: Perpetual War – JSTOR, October 23, 2020 ; p.1505.; < <https://www.jstor.org/stable/25614381> > へラクレイトスの断片の翻訳と議論については, see Fried 21–42. Fried, Gregory. —, Heidegger's Polemos: From Being to Politics. New Haven: Yale UP, 2000. Print.
- (15) Ibid. p.1505.
- (16) Ibid. p.1508. Note 9. ホッブズの政治的表象論理の後遺症の議論については, see Aravamudan, "Unity." —. "The Unity of the Representer: Reading Leviathan against the Grain." South Atlantic Quarterly 104.4 (2005): 631–54. Print.
- (17) Ibid. p.1508. Note 10. フロイトは後に「なぜ戦争か?」というエッセイでほとんど同じことを言う。フロイト、ジークムント「なぜ戦争なのか?」Trans. James Strachey『ジークムント・フロイト心理学全集』の標準版。第22巻。London: Hogarth, 1964. 195-215. プリント
- (18) Ibid. p.1510.
- (19) Ibid.p.1511. Note 15. 興味深いことに、ある記者がアフガニスタンのアルカイダの隠れ家でクラウゼヴィッツのエブリマン版を発見し、勇気について論じた一節が記されていた(Strachan and Herberg-Rothe 1)。
- (20) Ibid.p.1512. Note16. バトラーも雄弁に語っているように、「ある種の生命が、ある種の認識論

- の枠内では、生命として認められ、ある種の認識論の枠内では生命として認められないか、あるいは初めから生命として考えられないのであれば、これらの生命は完全な意味で生きること失うこともない。オフィールとバトラーは、ハイデガーの「ゲステルGestell」概念に恩義を感じている。しかし表象、喪失にとどまることで、戦争を人間中心主義的でない枠組みで見ることができなくなるのではないかと問うかもしれない。
- (21) Ibid.p.1512.
- (22) 国際国家犯罪イニシアチブ [ISCI] 年次講演会（ロンドン大学クイーン・メアリー校、2018年3月22日）のテキストを改稿した。Geopolitical crimes: A preliminary jurisprudential proposal RF Falk - State Crime Journal, 2019 - ucl.scienceopen.com.
- (23) フォークの「地政学的犯罪:革命的な提案」も重要な論稿である。Richard Falk, Geopolitical crimes: A Revolutionary proposal. R Falk - Commondreams. org, 2019 - zcomm.org. これは、『Journal of State Crime』2019年春号に掲載された後、さらに改訂されたものである。曰く。「その大前提は、国際刑事法は武力紛争や国家と社会の関係における国家の犯罪行為を判断する枠組みを構築してきたが、外交の最も深刻な犯罪については沈黙している、ということである。現在犯罪化されている国際的行動のほとんどの形態よりも民間人に大量の苦痛を与える責任があるのは、こうした『地政学的犯罪』なのである。外交行為の犯罪化は画期的なアイデアであることは承知しているが、それだけに解説と議論に値する」。
- (24) Richard Falk, This Geopolitical War is a 'Geopolitical Crime', Richard Falk blog, April 9, 2022.
- (25) Richard Falk, Review: Nuremberg and Vietnam: An American Tragedy, by Telford Taylor, The Yale Law Journal, Vol. 80, No.7 (June, 1971), pp. 1501-1528.
- (26) Richard Falk, Public Intellectual: The Life of a Citizen Pilgrim, Clarity Press, 2021.
- (27) フォークには、論稿「核至上主義との闘いを脱構築する」がある。[PDF] Deconstructing the Struggle Against Nuclearism, RA Falk - 2022 - 92.119.236.203.
- (28) Richard Falk, Public Intellectual.
- (29) Richard Falk, This Geopolitical War is a 'Geopolitical Crime', Richard Falk blog.
- (30) Ibid.
- (31) Ibid.
- (32) Ibid.
- (33) Richard Falk, Westphalian Logic and Geopolitical Prudence in the Nuclear Age, Richard Falk blog, May 24, 2022.
- (34) Ibid.
- (35) Ibid.
- (36) B.ラッセルらの呼びかけによる「アメリカの戦争犯罪を裁く国際法廷」（1967年5月、ストックホルムで開催。通称ラッセル法廷）や、2005年6月24日から26日までイスタンブールで開催された「イラク世界法廷the World Tribunal on Iraq (WTI)」などがある。
- その広島法廷は、<<https://ja.wikipedia.org/wiki/イラク国際戦犯民衆法廷>>に記録がある。なお、松井やより [ほか] 責任編集『女性国際戦犯法廷の全記録』緑風出版、2002.5 - 2002.7があり、また<<https://ja.wikipedia.org/wiki/アフガニスタン国際戦犯民衆法廷>>（日本）もある。
- (37) R Falk, The changing role of global civil society- Global civil society: Contested futures, 2005 - books.google.com.
- (38) Ibid.
- (39) Ibid.
- (40) Richard Falk, Toward a New Geopolitics?, Richard Falk blog, August 15, 2012.
- (41) See, Martin Griffiths, Fifty Key Thinkers in International Relations. London: Routledge.(1999). p. 74. 曰く。マイケル・ドイルの『戦争と平和の方法』（1997）は、ドイルが過去にカントやトウキディデスの研究、帝国主義の研究で用いてきた方法であり、非常に効果的である。なおFifty key thinkers in international relations, M Griffiths,

SC Roach, MS Solomon - 2008 - taylorfrancis.com.

がある。

(42) Richard Falk, Ukraine War Evolves: Who Will Awaken Rip Van Winkle? Disdaining Diplomacy, Seeking Victory, Oct. 25, 2022, Richard Falk Blog.

(43) See, Medea Benjamin and Nicolas J. S. Davies, War in Ukraine: Making Sense of a Senseless Conflict (November, 2022、OR) ;————, The Growing Chorus for Peace in Ukraine, Posted on October 28, 2022, <https://www.antiwar.com/>

(うらた けんじ 早稲田大学名誉教授)